

国民健康保険からのお知らせ

住民課 内線325～327

○平成20年度国民健康保険料について

平成20年度の国民健康保険料賦課額通知書を6月中旬に送付しましたが、保険料の料率は次のとおりです。

	医療給付費分	支援金分	介護納付金分
均等割	26,700円	6,300円	8,400円
平等割	24,500円	5,600円	5,000円
資産割	3,770円	850円	870円
所得割	555円	123円	120円

【医療給付費分】 国保加入者全員に賦課されます。
【支援金分】 国保加入者全員に賦課されます。これは、「長寿（後期高齢者）医療制度」にかかる費用のうち、医療機関に支払う窓口負担を除いた分を、公費から5割、「長寿（後期高齢者）医療制度」の加入者の保険料が1割、残りの4割を若年層が負担するものです。

【介護納付金分】 国保加入者のうち、40歳～64歳の方に賦課されます。

【均等割】 加入者1人についての年額

【平等割】 加入1世帯についての年額

【資産割】 自分名義の土地、家屋に対する固定資産税額（都市計画税額は除く）1万円についての額

【所得割】 前年の総所得金額（譲渡、一時所得などを含む）から、基礎控除額（33万円）を引いた残額1万円についての額

○限度額認定証などの切り替えについて

現在発行されている高額療養費の限度額認定証、食事療養費減額認定証及び特定疾病受給者証の有効期限は、平成20年7月31日です。

70歳未満で、これらの認定証及び受給者証をお持ちの方は、新たに受給資格を得るために再申請をしていただく必要があります。

※特定疾病受給者証（桃色）をお持ちの方には、所得判定後に新しい受給者証を郵送します。

○「国民健康保険高齢受給者証」（紫色）をお持ちの方

【70歳から74歳の方が対象・毎年更新】

現在の受給者証の有効期限は7月31日までです。新しい「国民健康保険高齢受給者証」は、配達記録付郵便で平成20年7月末までに郵送します。

・「基準収入額適用申請書」について

医療機関などでの自己負担割合を、3割から1割に変更することができる申請書です。負担割合の変更には、収入額の確認が必要となります。該当される方には、そのためのお知らせを郵送します。

○出産育児一時金の受領委任払制度について

国保加入者が出産したときは、その世帯主に対し出産育児一時金（35万円）をお支払いします。

この制度は、出産を行う保険医療機関又は助産所の事前の同意があれば、その出産費用の申請書及び請求書を国民健康保険に提出してもらい、一時金を医療機関の口座に振り込むことができる「出産育児一時金受領委任払制度」を7月1日から利用できます。

（医療機関などからの請求額が一時金より低い場合は、差額を世帯主にお支払いします。）

出産を予定している、国民健康保険の加入者が対象となりますので、詳しくは住民課にお問い合わせください。

臨時保育士を募集

福祉課 内線316

【勤務場所及び雇用期間】

- ・おにわ保育園
平成20年9月1日～平成21年2月28日まで
- ・みやのうえ保育園
平成20年10月1日～平成21年3月31日まで
- ・まさご保育園
平成20年12月1日～平成21年3月31日まで
※日曜・祝日・年末年始は除く。
※更新する場合があります。

【勤務時間】 7:30～18:00で、1日6時間以上勤務出来る方（ただし、週30時間以内の勤務）

【職種】 保育士

【募集人員】 各園1人

【賃金】 時給910円

（交通費は、町職員に準じて別途支給）

【申込み】 7月31日（木）の8:30～17:15（土・日曜・祝日は除く）までに福祉課へ。役場所定の申込書又は、市販の履歴書（写真添付）及び保育士証の写しを提出。（提出された書類は返却できません。）

【選考方法】 面接により選考します。

面接日は後日ご連絡します。